

説明等いたしましたして、何とか事業年次内に完了するようにしたいと思っております。

次に西口の関係でございすけれども、現在先ほど市長が御答弁申し上げましたように、まだある意味ではまことに初歩的な段階でございす。これから具体的な問題といたしましては、準備組合の設立というのが当然必要でございす。

それについては、一応、現在まだ具体的な再開発というものは一体どういうものだ、われわれはどうなつてしまふのだというような疑念に非常に多いわけであります。先ほど御指摘でございましたように、総論的には確かに地盤沈下の形体を持っております現西口商店街。これは何としてもまた成り返していくと、関係者のやはり御努力も必要でございすけれども、すばらしい商店街にしていくんだという趣旨については、すべて皆々確認済みでございまして、市としては非常に強力な御協力がいただけるんじゃないかというような見通しを私は持っております。ただ、やはり先ほど申しましたように、各論的には先ほど申し上げましたような細かい点まで、やはり十分

理解した中で、これはやはり取り組むが、やるかやらないかという判断を個人的にしたいというようなことでございまして、その辺のことは大ざっぱな形で、ある程度組合施行というような形をいまとる予定でございすけれども、もういった、担当者にある程度お任せいただくという線が出すせんと、なかなか実質的には動き出せないというところもございす。

いずれにいたしましても、これから皆々が決めることでございすし、そういうものは十分コンセンサスを得て、はっきりした見通しを持った中でスタートしなければいけないものでございすから、その辺を十分今後留意していただくとして、いずれにしてもまだ若干、準備組合設立までには時間はかかるんじゃないかというふうなことを想定しております。それから、今度は市側の対応でございすけれども、これもやはり準備組合ができるという段階において、当然専門の担当者、そういうものの選任が必要だと思ひます。

それからもう一点、大きな問題として議会側にも十分御説明して、御了解いただくなければならぬということにつきましては、相当な経費がかかります。これは、やはりある意味では市も促進に相当すね、これに補助を

していく必要があると思います。そういう点で具体的な成案ができたら、ある程度の概括的な数値になると思いますけれども、そういうときには、また議員の皆さんに十分御説明申し上げまして、今後の絶大な協力をお願い申し上げます。これは必須条件でございますので、そういう経過をもう何とか準備組合設立に向けて地元のコンセンサスを得ながら、市も一体となつてこの仕事に携わりたいと思います。

以上、若干抽象的なお話になりましたけれども、東口の区画整理並びに西口の再開発事業につきまして、市長答弁の補足を申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君）　ただいまの一般質問に對しまして、市長の補足の答弁を申し上げます。

御指摘をいただきました維持管理費でございますが、現在法律の範囲内で支給されておりますものは、保育園とそれから小中学校の電灯に對する補助でございます。年額金額にいたしまして、全部で七千万円前後でございます。この点をさらに民生安定事業で建設をいたしました図書

館、あるいはまた市民会館等に適用したいとのことでございますが、これを適用したと仮定いたしましても、補助金についてはせいぜい三千万円程度だと思ひます。いまの民生安定法の趣旨が、民生安定を図るために、市のいろいろな施設をつくっていく、いわゆる施設の建設面に重点が置かれております。維持管理費面については余り重点を置いておりません。

しかも御案内のとおり、福生市の場合には積極的にこれらの補助を受けまして、全国に先駆けて各施設を整備をいたしました。全国的なレベルで見ますと、まだ整備をされてないというのが大半でございます。したがつて施設庁としてはなおまだこれら整備をされてない要望について、相当な力を割かざるを得ないと思ひます。ただ、重要な施設を持つてゐる市町村については、ある程度の整備が進められておりますので、今後、維持管理費の要求等をしていく場合においても、これらの関係基地の市町村と提携をいたしまして、施設片側に強く要望していく必要があるかと思ひます。しかし、現在のような国の財政状態の中で、実現をしていくということになりますと、よほどしっかりした根拠を持つて強力に運動を展開いたしませんと、なかなか実現は困

難であらうと思います。

それからいま一つの問題は、あれだけの施設をいたしますと、人件費を初めとして、いわゆる一般的管理的な経費が相当かかります。恐らく五億円前後かかるだらうと思います。これらはどうするかというものが、今後の一つの問題だらうと思います。しかしながら、これは一般行政経費でござりますので、基地関連の経費として防衛施設庁に要望していくことについては、かなりの抵抗があらうかと思ひます。それで現在、一般行政経費として国から交付されておりますものには、御案内のとおり地方交付税、それから基地交付金がございます。これらは、ある程度の限界にまでおりまして、この枠を超えて幾ら要求していくかということが、非常にむずかしいと思ひます。防衛施設の周辺安定法の中で、若干これに付随してあるというふうに考えられますのは、いわゆる九条の調整交付金でござります。この九条の調整交付金は、当初は一般経費としてというふうな考え方もあったんですが、大蔵と施設庁の関係で補助金規制法の適用を受けまして、いわゆる施設補助というふうになつております。この対象を拡大して、若干でもそれに組み入れられればというふうを考えており

ますが、それも今度は法律の趣旨の改正という点にまゐりますので、非常にむずかしいと思ひます。どちらにしても今後の運動方針、運動のいきさついかんではございますが、現段階で全般的なものをやるというのは大変むずかしいと思ひます。

それから、維持管理費については、理論的には可能であると思ひますので、これは実現の可能性はあるだらうと思ひます。

以上のような現状でござります。簡単でござりますが、補足答弁といたします。

○十七番(田村市郎君) 自席から再質問させていただきます。

第一点であります。ただいま人事の問題で、市長さんが会期中にはひとつ助役職について同意をお願いしたと、それと同時に、これはどういう方が同意されるのかわかりませんので、いまお願いし、この場で聞いただけでわかりませんが、それと同時に、体制はやはり同じように速やかにするのかどうか、つくらなくらやならなわけですから。やういう考えも、またこれは助役が決まったから、同意されたからと、ずるずる体制も整えたいでは同じように活力が出ないと、

こう考へるわけでございますので、どうか本件についても助役の同意を得られたら、速やかに新しい体制で対処するんだというようなことであらうかと思ひますが、その点の答弁がありませんので、ひとつ改めて第一点は市長よりお願いいたします。

二点目でございます。東口の問題は担当部長に細かに御説明をいただきましたが、裁判の進行、これは市役所自体では、民民の裁判でありますので、どうにもならないと思ひますが、ただいまの部長の御説明では、民民ではあるけれども、お互いの弁護士のところにお願ひに行つて、こういうようなことでもあります。しかしながら、やはり事業をしていきますと、区画整理法でいうもので一応かかつておりますので、この裁判官自体にも担当者として、また市自体として、事情を納得させるだけのことを伺つてゐるのかどうか、こういう点であります。たしか、ここで三人目の裁判官が交代したと、私は記憶しております。この民民の間で証人にも出ました。また、いろいろ意見も聞かれました。だけれども、市側としても区画整理法のことでは少し連絡を取つてほしいということも、最近の裁判官もお話があるようでございますので、その

点、やはり法律に従つての事業でありますから、やはり民民の裁判は裁判としてでも、市のサイドが事情をよく説明していく必要もあるのではないかと申さうかと思ひます。この点においてどのように処理されるお尋ねかということでもあります。

それから、最近でもあります。角の所の、あの所の二、三軒の家主さんばかりまして、建物をお借りして御商売してゐるという所の方に聞かれますと、家主さんの方からやう、う話は余り聞いてないというふうな話もあります。この点について、余り個々のお名前を申し上げることはできませんが、角の方、やういう点についてどのようなふうになっているか、いまだ少し大まかなことでなく、決してやはり最初に申し上げたようにプライバシーの侵害等もござりますので、やういふことのない程度で、あの角の所は考慮するぐらいの個々の、個々の折衝はどうなつてゐるかということをお聞かせ願ひたいと思ふのであります。

三点目の西口のこと、市長さんの御決意とか何とかというふうなことをお聞きしたんですが、この点においては、まだ市政になれていないということもあるのですが、今回はこの程度で大丈夫だ話はしません。担当者にお願いします。

この担当部長は、何とか組合施行でもっていきたいんだという、これも決まっていたわけじゃありません。やういう方向でいきたいというふうなことでありましようが、それは結構でしょう、方針でありますから。

しかしながら、ことしも商工会の方から西口再開発協議会というものが発足して、準備金として若干の補助金が五十五年度に出ていると聞いております。しかしながら、どうも見て、私も商工会の方での役員のはしくれでありますので、二分の一だということでもありますね。これは市役所の方で出して、それを倍にして出す。予算の事業は半額であるとし、しかし、この点については、ちやうと事業の性格上、お祭りをするんだとか、商店街の街路灯をつけるんだとかいう場合には、半額補助ということも、各自自治体でもあり得ると思えますが、この西口再開発の今後の補助金で半額はちやうと酷ではないかと、こういうふうにも若干受け取るのであります。この点については、担当の違つかもしれませんが、私の考えが違つかどうか、その点についてはひとつ半額ということ自体をどう処理するか。それから、何か部長がただいまの答弁では、一つの組合をつくると、こうおっしゃられたといま承ったんですが、私の

聞き違いかどうか知りませんが、せんだつても、いまも申し上げたとおり、前に五十四年度に調査費というものをいただきましたので、商工会の関係と同時に、商店街で福生駅西口再開発協議会というものをつくった。そして協議会をつくられたためにその調査報告書がこの間でできたわけであり、しっかりと協議会が発足したのですから、この協議会を認めるかどうか。いまちやうと、何か別に決めるのと、こういう点のどうも若干の私の考えの質問のお尋ねと御答弁のところの食い違ひがあるように私は考えるので、再質問をするんですが、この点、組合施行等にするならば、それが受け口であるならば、今後、別な、つくるんだというけど、再開発協議会というものを発足したことはお認めになつておられて、りっぱな報告書ができたんですから、これをそのままに考えるのか、この点も一応ひとつ御答弁をお願いしたいものであります。

それから、何しろ長期にわたる事業であるので、調査研究その他いろいろする。ことし調査費というふうなこともまた出てくるんですけれども、これを調査員の専従者を置かなくちゃ当然ならんと、これはだれも思ひうわけです。仕事で商店街の人たちに、専門家でない人たちに商店のことをだからやれと言っ

ても商店の方ではなかなか自費でやれない。そういう点、やはりまた、当然、専従者の技術者の一人ぐらひは最低でも置かなければ調査研究にならない。この点におつても、組合施行でやるならば、こういう際に、協議会というものにお任せするのか、それとも市自体で別個にこういう出張所を持つのか、かつて東口るときにはこういう直接でありましたが、どのようなお考えでありますか。その点をいさ少し、まだこれからだからということではあろう。しかし、もう二年にわたつての幾らかでも補助金を出した以上は、やはり根本的な方針はあろうと思うのであります。その点も、いさ少し明快に将来のためにお答えが、御発想があるならばお聞かせ願いたいと思ひます。

それから四項目。これは確かに私の予算、その他を調査すると、現在リッパな建物があつて、拾ひ出しますと四億五、六千万円は各施設の維持費はかかると思ひます。いま御答弁いただきますれば、電気代ぐらゐしかで、七百万円ぐらゐしかの維持管理費しか出ない。これでは九で何%だということになります。そこで、確かにこれは全体の国の法律、しかし、私は法律ではないと思ひます。要綱、大臣で決められる、長官で決められるこの要綱で、

この維持費は、言うならば、もういまより私がここで質問してお尋ねするところではないですが、これは一つの基地交付金、九条の交付金等の増額は事情によつてはできるのではないかと、かように思ひます。

そういう点で、どうかひとつ、できるところから増額運動を始めるとか、あるいは法を変えるということ、これは国会の問題になりますので、これはもう御承知のとおりであります。要綱で変えれば、維持費は変わるんだという、その点のことは、もうすでに担当で研究をうけているわけだと私は思ひます。四億何ぼかかるんで七百万円しかもらつてないですから、どんなことをしてもあと二、三億はもらわなくちゃいかん。

もちろんこれはただいまの部長からのお話で、維持費というものは財政需要額に入つてゐるから、これはもう足りなければ東京都からも国からも、補助金の中に入るんだと言へばそれまでですけれども、なかなかそれは全額くれるわけでもなし、どうするだけ新市長のもとで、この点も一つのチームでもつくつても、本当にチームでもつくつての、この増額運動をすることは、人件費のいさゝろ異動、その他もありましようが、そういう点はやるべきだと。この点についてひと

つ決意が必要でございます。最初の第一問にも本当に石川前市長が決意を持ってやったからこゝろ、万人の認める他の市町に先駆けて全国的な建設がなされた。これは本当に強い一丸であったならばこそと思うんであります。しからば、議会人でもみんな協力しております。他市の議会人と違ひまして、当市の議会人は私は自分で言うのはおかしいが、一樣に補助金獲得には、若干のイデオロギーの違ひはありましようが、特段の反対もしないで、そして一生懸命協力しているものであります。こういうことが実現されたのですから、これを国自体大きな問題で当てにしていたら、とてもいままでも同じような状況じゃなかったかと思うんです。これはもう私がここで言うまでもなく、部長、職員各位、本当に係員に至るまで、福生の職員は実に一生懸命、夜なべでも、夜間遅くでも、書類を書いて届けてると、感心をしているのであります。こういうようなことでガガガされておりますことは、もう市長も議員を長くやつております。ましてや長いこと議員生活の中で、基地村委員会の委員長も長くお務めになつてゐる。議長もお務めになつてゐるからその様子もわかりませんが、結論としては、これをどうしてもから取るんだという決意があるかたは

か、こゝの間の問題だと思ひます。

だから何としてもこの流動的な補助金であります。いつも、これはこれだけもらった、来年はちよつと少ない、いろいろと動いております。法で決まつてゐない、あの防衛補助というものは、要するに熱心さが結局稼が得だ、こういうふうには私は感じております。もちろん要綱変更というところもあります。これも何回も石川市長が要綱変更しました。図書館なんかも第一号であります。こういうようなことを考へて、熱意のもとにみんな要綱をその都度変えたわけでありまして。だから防衛補助、それからあの九条の補助金、こういうようなものは熱意で必ずいけるんじゃないか。そゝの決意のほどと、やういふような一つのチームをつくらなければやっていけないんじゃないかと、こう私は判断いたします。

そゝを担当部長としてはどうお考へになつてゐるか、その点をいふ少し決意のほどをひとつ御披瀝をお願いしたいと思います。二回目の質問といひます。

○議長(小林菊三君) 十一時十分まで休憩いたします。

午前十時五十七分 休憩

午前十一時十分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長(田村匡雄君) 自席から、ただいまの田村議員さんの人事、助役等の関連につきまして、職員の変動があるんじゃないかと、サービス等の関係で穴をあけては困るんじゃないかと、御質問だと思われざるを得ないと思います。十月一日に異動をして市民の皆様には御迷惑のかわらないように対処していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○建設部長(浅見裕康君) 区画整理につきまして、御答弁申し上げます。

まず、東口の区画整理の関係でございますけれども、一点はですね、いわゆる裁判官との話し合いというが、やういった折衝についてどうかと、今後もし必要ならやういった場合も折衝を持つ必要があるのではないかと、やうな御指摘でございますけれども、私が前に都市計画課長をやっていた時点では、実は裁

判所へ出頭したことがあります。これは要するに市側で区画整理をやっているようだと、しかし、市としては解決できれば理想的なのはどんな形なへだというような、実は意見を求められた感じでございます。したがって、やのとすには、これこれこうだというような説明をして帰って来た覚えがございます。

その後、いわゆる弁護士さんという折衝を持ったということは、実質的にはやはり両者の弁護士さんが区画整理を御理解をいただいて、市側の立場なり、あるいは隘路なり、やういふものを認識していただいた中で、双方の利権の争いと区分できるものと、あるいは直接的に影響の及ぶもの、やういふものを判断していただくための判断材料ということ、私は実は意見を言ったのであります。その結果、実は両者ともやういった点については了解がございおります。したがって、現在の段階では裁判官までそれがございらないということとは、やういう理由でございします。ただ、今後、やういった点について、やはり事業の進捗を早期に期すという意味で、やはり拍車をかけるということが必要ならば、やういう形で裁判官にもお会いしていただくというふうに考えます。

それから次の個々の問題に入るわけでございしますけれども、いわゆる家主さんと借

家人さんとの関係になるわけでございますけれども、いろいろな区画整理の計画説明の段階でも私が申し上げたんですけれども、リッパは駆込でございます。したがってそれにふさわしい町づくりを皆さんひとつ、多少の出費は覚悟の上で、やはりひとつきれいな町づくりという意味で御協力をお願いしたい。当然、防火建築木ということも前提にお話をしたわけであります。ただ個人的には当然、いろいろな御計画をお持ちになりました。今後、ある程度長期的に見ました中で、どういう形がよろしいかという判断をつけるには、なかなかやはりそれぞれの御事情がございまして、早急に御判断をいただける方もおりまじうし、やはり相当いろいろな角度で御検討いただいて、ある程度結論づけられた中で、また再検討を要するという意味で、またもとへ戻ってしまうというケースが実はあったわけでございます。

そういうことで、先ほど申しましたように、区画整理事業につきまといろいろな隘路、そういうものについては、なかなかこれは私権が存する中の処置でございしますので、いろいろな点で、最終的には御案内のとおり強制執行という事態もございすけれども、そういうものは最後の最後の手段である。

いうことを私どもも認識してこの仕事にかかっておりますので、当面解決すべきめど、あるはまだ検討を要するもの、そういうものがこの権利者の方にあるとすれば、それらを尊重し、かつきているというふうな、私の方の経過でございます。そういう判断をしております。ただ、やはり全体事業の完了というめどをもってこの仕事をやっておるわけでございまして、そういうものを十分御説明を申し上げながら、いま話しております。ほぼ、原則的な御了解をいただいているというふうに私は信じております。さらに、私権者の借家権者の方に具体的な呼びかけがないというふうなことの御指摘でございますけれども、それらはやはり家主さんとして、ある程度の見通しを確認した中で、その後にお話をしたいというふうな意向でございまして、近日中にそれらにつきましても、市側も具体的な内容に入りまして、支障がない範囲で、これらの仕事にかかっているというふうに思っております。

次に西口の関係でございますけれども、先ほど申ししたのは、いわゆる準備組合というのが、実はこれは基本計画の作成の段階の意見から徐々にこういった作業が進められておりまして、現在の協議会はいわゆる任意の団体でございますし、

専任の事務局員もおりません。準備組合になりますと、そういうたものが必要になります。事務局長、それから、これを補佐する主任的な方とか、あるいは書類を整理する事務局の方、理想的には五人ぐらい、最初は三名程度でというようなことで運ばれていくようにでございます。それらについては、当然準備組合の負担において運営されていくことになります。それから当然それと並行して基本計画の作成の準備に入るわけでございます。この仕事につきましては、国費が三分の一、これは基本事業費に対する三分の一でございますが、つくようになるわけでございます。そういうものを一応私どもで、これは先ほど申しました基本計画の作成というものにつきましては、市側で行うということに相なります。準備組合の方は、それに基づきましていろいろな関係権利者との意見調整だとか、そういうものに没頭するという形に相なるかと思えます。それを一応次の段階でしていくわけでございます。

組合に対する補助の問題でございますけれども、現在時点で予算計上しておりますのは、商業振興策として実は市民部の経済課の方の担当で実は補助金を交付しているわけでございます。したがって、先ほど申しましたよう

な準備組合の設立ですね、その上におきます、いろいろな経費の腰元につきまします。たとえば組合の準備資金と申します。そういう必要の場合の融資、そういうことについてのあつせんとか、あるいはそれに対する償還に対する相談だとか、そういうものにつきましては今度は再開発担当の方でやっていきます。

また、その関連で、ある程度の資金援助を必要とすれば、それはそれがれの手段によつて、今度は建設部の方の所管で行うということになります。そういうなりますと、具体的に今度は組合に対する補助金の補助要綱、そういうものも作成する必要があるわけでございます。そういうものをやはり議会側にも十分御協議申し上げて、御承認いただいた中で、そういうものも実施していくというようなことになります。

いずれにいたしましても、基本計画の作成、準備、それから準備組合をつくる、それから実質的な都市計画の決定を行う。それから組合の今度は組織的な組合設立、そういうものに入っていく。それで最終的には事業認可をいただくというようなケースが考えられます。なかなか、ここまで到達するにはどこかの再開発を見ましても、相当時間を要しております。これは最終的に東京